

市内建設工事業者 各位

平成21年12月22日

豊田市長 鈴木公平

豊田市事業管理者 横地清明

(公印省略)

平成22年度豊田市総合点の算定について（お知らせ）

日頃は豊田市政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて豊田市では、平成21年度と同様、平成22年度におきましても、豊田市へ入札参加資格審査を申請する建設業者のうち、豊田市内に建設業法上の主たる営業所を有する事業者に対し、登録を希望する建設工事の業種ごとに、豊田市総合点を算定し評価します。豊田市総合点の算定において評価する項目及び評価方法につきましては、別添「平成22年度豊田市総合点の算定について」をご参照ください。なお平成22年度の総合点の評価項目、評価方法等は平成21年度に実施した算定内容とは異なっておりますのでご注意ください。また、算定に必要な書類は、平成22・23年度の豊田市競争入札参加資格審査申請の際、別送書類として提出していただく必要がありますので、別添資料をよくお読みいただき、入札参加資格審査の申請をお願いいたします。

皆様におかれましては、豊田市総合点の変更内容を十分にご理解いただくとともに、入札参加資格審査申請へのご協力を重ねてお願いいたします。

【問合わせ先】

総務部契約課 工事・委託担当

TEL (代表) 0565 (31) 1212 (内2331)

(直通) 0565 (34) 6616

(水道事業)

上下水道局水道総務課 庶務担当

TEL (代表) 0565 (31) 1212 (内6211)

(直通) 0565 (34) 6653

平成22年度豊田市総合点の算定について

豊田市へ入札参加資格を申請する建設業者のうち、豊田市内に建設業法上の主たる営業所（以下「本店」という。）を有する事業者に対し、登録を希望する建設工事の業種ごとに、豊田市総合点を算定し評価します。豊田市総合点を算定する際に評価する項目及び評価方法は以下のとおりとします。

1 豊田市総合点

豊田市総合点は、毎年3月1日を算定基準日とし、同年4月1日から翌年3月31日までの間、適用します。なお、豊田市総合点は、客観点と豊田市発注者別評価点の合計で求めます。

$$\text{豊田市総合点} = \text{客観点} + \text{豊田市発注者別評価点}$$

<客観点>

客観的事項として評価するのは、経営事項審査の総合評定値（P点）のみとなります。

原則、平成20年7月1日から平成21年6月30日の間に審査基準日があるものを用い、申請を希望する業種ごとに評価します。

<豊田市発注者別評価点>

豊田市発注者別評価点は、従来の工事成績評定点、優良業者等認定点、指名停止措置点に加え、新たに企業の信頼性・社会性・地域性の各評価項目について、それぞれ点数を算定し、合計して得た点数とします。

$$\begin{aligned} \text{豊田市発注者別評価点} &= \text{工事成績評定点} + \text{優良業者等認定点} \\ &\quad + \text{指名停止措置点} + \text{信頼性・社会性・地域性評価点} \end{aligned}$$

なお評価項目には、必要書類の提出に関わらず評価対象とする必須評価項目と、必要書類を提出された場合にのみ評価対象とする任意評価項目があります。

◇必須評価項目

- 工事成績評定点
- 優良業者等認定点
- 指名停止措置点
- 信頼性・社会性・地域性評価点
 - ・建設業退職金共済制度加入の有無
 - ・退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無
 - ・健康保険及び厚生年金保険加入の有無
 - ・雇用保険加入の有無

◇任意評価項目

○信頼性・社会性・地域性評価点

- ・ ISO14001 の認証取得
- ・ エコアクション 21 の認証取得
- ・ 地球温暖化防止のためのCO₂ 排出量削減などの企業としての取り組み
- ・ 男女共同参画社会への貢献となる特別な制度
- ・ 法定雇用率を上回る障がい者の雇用状況
- ・ 災害巡視応急業務、緊急修繕工事等及び道路雪氷対応に関する協定書の締結（その他災害等協定を含む）
- ・ 豊田市消防団協力事業所表示制度の認証
- ・ まちかど救急ステーションの認定
- ・ ISO9001 の認証取得

2 豊田市発注者別評価点について

(1) 工事成績評定点（登録希望の業種単位で評価）

豊田市及び豊田市土地開発公社が発注した設計金額130万円を超える工事のうち、工期末が算定基準日の前々年の1月1日から前年12月31日の間にある工事を対象とします。また、水道施設工事業については、各評価項目の対象工事が豊田市発注工事ではなく、豊田市上下水道局発注工事とします。ただし、以下の工事は除きます。

- ① 緊急工事
- ② 共同企業体により施工した工事のうち、代表構成員ではない場合
- ③ 算定基準日において、工事目的物の引渡しを受けていない工事

<算定式>

工事成績評定点は、以下の算定式に基づいて算定します。なお、工事成績評定点は小数点以下第1位を四捨五入し、工事成績の平均点は小数点以下第2位を四捨五入します。

$$\text{工事成績評定点} = (\text{工事成績の平均点} - 65 \text{点}) \times 3$$

(2) 優良業者等認定点（登録希望の業種単位で評価）

算定基準日の属する年度及びその前年度のいずれかに、豊田市の優良、粗雑、不良・不適格業者の認定を受けた場合、下表に従い加点又は減点を行います。

	優良業者	粗雑業者	不良・不適格業者
点数	20点	△10点	△20点
2か年度連続	10点	△10点	

- ・ 優良業者（業種別工事成績の平均が80点以上の者）は加点
- ・ 粗雑業者（業種別工事成績の平均が50点以上65点未満の者）及び不良・不適格業者（業種別工事成績の平均が50点未満の者）は減点

(3) 指名停止措置点（申請事業者単位で評価）

算定基準日の直前1年間に、豊田市より指名停止措置の決定を受けた場合に、指名停止期間に応じて下表のとおり減点します。ただし、指名停止期間の満了日が、翌年の算定基準日以降となる場合は、翌年度の発注者別評価点の算定の際にも減点します。

指名停止期間		点数
停止期間が月数の場合	停止期間が日数の場合	
1か月	30日以内	△10点
2か月	30日を超え60日以内	△20点
3か月	60日を超え90日以内	△30点
4か月以上	90日を超える	△40点

(4) 信頼性・社会性・地域性評価点

算定基準日において、下表に掲げる評価項目について評価を行い、項目ごとに加点、減点を行います。なお、信頼性・社会性・地域性評価点（建設業退職金共済制度加入の有無、退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無、健康保険及び厚生年金保険加入の有無、雇用保険加入の有無の4項目を除く）は必要書類を提出された場合にのみ評価対象とします。

評価項目名	評価基準の注記	提出書類等	評価点	配点
社会貢献	ISO14001の認証取得 (申請事業者単位で評価)	認定書の写し	10点	10点
	エコアクション21の認証取得 (申請事業者単位で評価)	認定書の写し	5点	
	地球温暖化防止のためのCO2排出量削減などの企業としての取り組み (申請事業者単位で評価) ・エコ通勤(TDM)に対する企業としての取り組み ・エコドライブに対する企業としての取り組み ・低公害車の利用促進(※注1) ・チーム・マイナス6%への登録	エコ通勤優良事業所認証等(※注2) エコドライブ宣言登録証明(※注3) 車検証等の写し 登録した証明等(※注4)	各5点	最大10点

評価項目名	評価基準の注記	提出書類等	評価点	配点
社会貢献	男女共同参画社会への貢献となる特別な制度（申請事業者単位で評価） <ul style="list-style-type: none"> ・愛知県ファミリー・フレンドリー企業等登録事業者 ・一般事業主行動計画に係る厚生労働大臣の認定（認定マーク：くるみん） 	愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録証（※注5） 一般事業主行動計画に係る厚生労働大臣の認定書（※注5）	各10点	最大10点
	<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」第12条に基づく一般事業主行動計画を地方労働局に届出した事業所（従業員数300人を超える事業所を除く。） ・別記のいずれかに該当する男女共同参画社会に貢献する制度の認定（※注6） 	愛知労働局への届出の写し（※注7） 男女共同参画センターの認証	各5点	
	法定雇用率を上回る障がい者の雇用状況（申請事業者単位で評価）	雇用に関する状況表の写し（※注8）		
	建設業退職金共済制度加入の有無（申請事業者単位で評価）	豊田市に本店を有する者で、審査基準日が平成20年7月1日から平成21年6月30日までの経営事項審査結果通知書において確認する。ただし、「建設業退職金共済制度加入の有無」欄が「無」となっている者は、（※注9）に記載の書類を提出	各5点	最大10点
	退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無（申請事業者単位で評価）	豊田市に本店を有する者で、審査基準日が平成20年7月1日から平成21年6月30日までの経営事項審査結果通知書において確認する。ただし、「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」欄が「無」となっている者は、（※注10）に記載の書類を提出		

評価項目名	評価基準の注記	提出書類等	評価点	配点
地域貢献	災害巡視応急業務、緊急修繕工事等及び道路雪氷対応に関する協定書の締結（豊田市と締結した協定に限る） （登録希望の業種単位で評価）	記名・押印後の豊田市との協定書の写し	10点	10点
	その他災害等協定 （登録希望の業種単位で評価）	記名・押印後の豊田市との協定書の写し（豊田市と各協会との協定の場合は、協会の会員名簿の添付が必要）	5点	
	・豊田市消防団協力事業所表示制度の認証 ・まちかど救急ステーションの認定 （いずれも申請事業者単位で評価）	認定書等の写し（※注11）	各5点	最大5点
品質確保	ISO9001の認証取得 （申請事業者単位で評価）	認定書の写し	10点	10点
コンプライアンス	健康保険及び厚生年金保険加入の有無 （申請事業者単位で評価） （書類の提出がない場合、減点となります）	豊田市に本店を有する者で、審査基準日が平成20年7月1日から平成21年6月30日までの経営事項審査結果通知書において確認する。ただし、「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」欄が「無」となっている者は、（※注12）に記載の書類を提出	△10点	△10点
	雇用保険加入の有無 （申請事業者単位で評価） （書類の提出がない場合、減点となります）	豊田市に本店を有する者で、審査基準日が平成20年7月1日から平成21年6月30日までの経営事項審査結果通知書において確認する。ただし、「雇用保険加入の有無」欄が「無」となっている者は、（※注13）に記載の書類を提出	△10点	△10点

(注1)

- ・低公害車の利用促進は、下記に該当する車両の購入又はリースを評価対象とする。

電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、低公害工事用車両等

※対象となる電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車については、環境省水・大気環境局自動車環境対策課「低公害車の普及促進ポータルサイト」にて確認のこと(ただし、ハイブリッド乗用車はエンジン排気量が1,800cc以下のものを対象とする)。

<http://www.env.go.jp/air/car/lev/index.html>

※対象となる低公害工事用車両については、国土交通省総合政策局建設施工企画課「建設施工における環境対策ポータルサイト」にて確認のこと。

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kensetsusekou/kankyou/kankyou.htm>

※申請に当たっては、該当する車種にメーカーをするなど申請内容を明確にしたものとする。

(注2)

- ・エコ通勤優良事業所認証制度

国土交通省総合政策局交通計画課 「エコ通勤ポータルサイト」

<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/ecommuters/>

※エコ通勤優良事業所認証

※豊田市の実施しているチャレンジエコ通勤は評価対象外

(注3)

- ・エコドライブ宣言登録証明

豊田市都市整備部交通政策課 「エコドライブポータルサイト」

http://ecodrive.michinavitoyota.jp/?michiRouteParam=top_ban

※交通政策課の交付する証明書

(注4)

- ・チーム・マイナス6%

環境省地球環境局地球温暖化対策課国民生活対策室 「チーム・マイナス6%ポータルサイト」

<http://team-6.jp/info/aboutsite.html>

※参加申請書、申請受領通知(登録番号が記載された申請受領メールの写し)及び行動計画書等

(注5)

- ・愛知県ファミリー・フレンドリー企業登録事業者

愛知県労働部労政担当局労働福祉課 「ファミリー・フレンドリー企業ポータルサイト」

<http://famifure.pref.aichi.jp/>

- ・一般事業主行動計画に係る厚生労働大臣の認定：認定マーク(くるみん)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課「一般事業主行動計画ポータルサイト」

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>

(注6)

- ・下記のいずれかに該当する男女共同参画社会に貢献する制度を評価対象とする。

◇「育児・介護休業法の規定を上回る育児休業制度の実施」(期間のみ対象：1年～1年6か月超)

◇「育児・介護休業法の規定を上回る介護休業制度の実施」(日数のみ対象：93日/年超)

◇「育児・介護休業法の規定を上回る子どもの看護休暇制度の実施」(日数のみ対象：5日/年超)

◇「育児・介護休業法の規定を上回る勤務時間の短縮等の以下の措置」(2点以上又は3歳以上を対象)

- ・短時間勤務制度の実施
- ・フレックスタイム
- ・始業終業時刻の繰上げ・繰下げ
- ・所定外労働をさせない制度
- ・託児施設の設置運営その他これに準じる便宜の供与

◇「子どもの出生時における父親の休暇取得」

◇「育児休業期間中の代替要員の確保」

◇「子育てサービス費用の援助」又は「企業独自の家族・児童手当の支給」

◇「育児等退職者の再雇用特別措置等の実施」

◇「職場復帰プログラムの実施」

※男女共同参画センター認証後の、「男女共同参画社会への貢献となる特別な制度」認定申請書（様式1）を提出。

※参画センターへの申請に当たっては、該当する資料（労働基準監督署の受付印押印済みの資料）を添付すること。なお、資料は当該事項にマーカーをするなど必要最小限の資料とすること。

（注7）

- ・次世代育成支援対策推進法第12条に基づく一般事業主行動計画を地方労働局に届出した事業所

愛知労働局「一般事業主行動計画ポータルサイト」

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/koyou/jisedai/index.html>

（注8）

- ・常用労働者が56人以上の事業所は、ハローワークに提出した雇用に関する状況表の写しを添付
- ・常用労働者が55人以下の事業所は、雇用している従業員証、障害者手帳等の写しを添付

（注9）

豊田市内に本店を有する者で、審査基準日が平成20年7月1日から平成21年6月30日までの経営事項審査結果通知書において、「建設業退職金共済制度加入の有無」欄が「無」となっている者で、総合点算定基準日に加入している予定の者は次の書類を提出。

1 独立行政法人勤労者退職金共済機構との特定業種退職金共済契約の締結（下請負人の委託等に基づきこの事務を行うことを含む。）を証する書類（正当な理由なく共済証紙の購入実績が無い等適切に契約が履行されていないと認められる場合を除く）

（注10）

豊田市内に本店を有する者で、審査基準日が平成20年7月1日から平成21年6月30日までの経営事項審査結果通知書において、「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」欄が「無」となっている者で、総合点算定基準日に導入している予定の者は次の書類を提出。

- 1 独立行政法人勤労者退職金共済機構若しくは所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第73条第1項に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済契約（独立行政法人勤労者退職金共済機構との間の契約の場合は特定業種退職金共済契約以外のものをいう。）が締結されていることを証する書類
- 2 退職金の制度について、労働協約の定め若しくは労働基準法第89条第1項第3号の2の定めるところによる就業規則（同条第2項の退職手当に関する事項についての規則を含む。）の定め

があることを証する書類

- 3 厚生年金基金（厚生年金保険法第9章第1節の規定に基づき企業ごと又は職域ごとに設立して老齢厚生年金の上乗せ給付を行うことを目的とするものをいう。）が設立されていることを証する書類
- 4 法人税法（昭和40年法律第34号）附則第20条第3項に規定する適格退職年金契約（事業主がその使用人を受益者等として掛金等を信託銀行又は生命保険会社等に払い込み、これらが退職年金を支給することを約するものをいう。）が締結されていることを証する書類
- 5 確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）第2条第1項に規定する確定給付企業年金（事業主が従業員との年金の内容を約し、高齢期において従業員がその内容に基づいた年金の給付を受けることを目的とする基金型企業年金及び規約型企業年金をいう。）が導入されていることを証する書類
- 6 確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第2条第2項に規定する企業型年金（厚生年金保険の被保険者を使用する事業主が、単独又は共同して、その使用人に対して安定した年金給付を行うことを目的とするものをいう。）が導入されていることを証する書類

（注11）

・ **豊田市消防団協力事業所表示制度の認証**

豊田市消防本部庶務課

「消防団協力事業所ポータルサイト」

http://www.city.toyota.aichi.jp/division_n/ba00/ba01/tanto/shouboudankyouryokuzigyousho/index.html

・ **まちかど救急ステーション**

豊田市消防本部警防救急課

（注12）

豊田市内に本店を有する者で、審査基準日が平成20年7月1日から平成21年6月30日までの経営事項審査結果通知書において、「健康保険及び厚生年金保険加入の有無」欄が「無」となっている者で、総合点算定基準日に加入している予定の者は次のいずれかを提出。

- 1 直近1か月分の社会保険料の領収書の写し
- 2 健康保険組合に加入している場合は、健康保険組合の保険料の領収書及び厚生年金保険の領収書の写し
- 3 標準報酬月額決定通知書の写し
- 4 社会保険事務所発行の社会保険料納入通知書
- 5 健康保険・厚生年金新規適用届（事業主控）の写し（納入実績がない場合）
- 6 届出の義務がない場合は、様式2

（注13）

豊田市内に本店を有する者で、審査基準日が平成20年7月1日から平成21年6月30日までの経営事項審査結果通知書において、「雇用保険加入の有無」欄が「無」となっている者で、総合点算定基準日に加入している予定の者は次のいずれかの書類を提出。

- 1 直近の雇用保険料の領収書の写し（分割納付の場合は直近の1回分）

- 2 労働保険概算保険料申告書（事業主控）の写し
- 3 雇用保険適用事業所設置届（事業主控）の写し
- 4 労働保険に関する事務処理を労働保険事務組合に委託している場合は、労働保険事務組合発行の保険料の領収書の写し
- 5 公共職業安定所の発行する労働保険概算保険料の納入証明書
- 6 届出の義務がない場合は、様式2

「男女共同参画社会への貢献となる特別な制度」認定申請書

平成 年 月 日

(申請者)

住 所

商号又は

名 称

代表者名

(印)

標記について、別紙のとおり申請します。

記

【対象となる制度】

男女共同参画社会への貢献となる特別な制度		※申請する項目の右欄に○を記入
育児・介護休業法の規定を上回る育児休業制度の実施		
育児・介護休業法の規定を上回る介護休業制度の実施		
育児・介護休業法の規定を上回る子どもの看護休暇制度の実施		
育児・介護休業法の規定を上回る勤務時間の短縮等の措置 ※1		
短時間勤務制度の実施		
フレックスタイム		
始業終業時刻の繰上げ・繰下げ		
所定外労働をさせない制度		
託児施設の設置運営その他これに準じる便宜の供与		
子どもの出生時における父親の休暇取得		
育児休業期間中の代替要員の確保		
子育てサービス費用の援助又は企業独自の家族・児童手当の支給		
育児等退職者の再雇用特別措置等の実施		
職場復帰プログラムの実施		

※1 複数の取り組み又は年齢を拡大した取り組みを対象とします。

【根拠となる法令及び特別な制度の概要】

根 拠 法 令	内 容

【審査結果】

審査の結果、男女共同参画社会への貢献となる特別な制度として、右のとおり認定します。 (特記事項)	
---	--

豊田市長 様

住 所

事業所名

代表者氏名

印

下記理由により、社会保険（健康保険及び厚生年金保険）・雇用保険の届出義務のないことを申出します。

【社会保険（健康保険及び厚生年金保険）】

- 従業員 5 人未満の個人事業所であるため。
- 従業員 5 人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。
- その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）

平成 年 月 日、関係機関（ ）に問い合わせを行い判断しました。

【雇用保険】

- 暫定任意適用事業に該当する個人事業主であるため。
- 役員のための法人であるため。
- 使用する労働者の全てが 65 歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。
- 使用する労働者の全てが、別表の「被保険者にならない者」に該当するため。
- その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）

平成 年 月 日、関係機関（ ）に問い合わせを行い判断しました。

様式2別表

<雇用保険の被保険者になる者・ならない者の具体例>

区分	被保険者になる者	被保険者にならない者
季節的労働者 (出稼労働者)	①最初から4か月を越えて雇用される者。 (雇用された最初から被保険者になります。) ②4か月以内の期間を定めて雇用されたが、その期間を超えて雇用された者。(定められた期間を超えた日から被保険者になります。)	4か月以内の期間を予定して行われる季節的事业に雇用される者は、被保険者になりません。 ※4か月以内：例えば12月1日～3月31日は4か月以内に該当
船 員		船員保険の被保険者は、雇用保険の被保険者になりません。
公 務 員 等		国、都道府県、市町村その他これに準ずる事業に雇用される者で、離職した場合に他の法令・条例等で受ける諸給与が失業給付の内容を超える者は、被保険者になりません。
二以上の適用事業主に雇用される者	その者が生計を維持するのに必要な主たる資金を受ける事業主のもとにおいて被保険者になります。	
長 期 欠 勤 者	賃金の支払いがなくても、雇用関係が存続する限り被保険者になります。	
在 日 外 国 人	外国公務員及び外国の失業補償制度の適用を受けていることが立証された者を除き、国籍(無国籍を含む)のいかんを問わず被保険者になります。	
試みの使用期間中の者	試みの試用期間についても雇用関係が存続しているので被保険者になります。	
法人の代表者 法人の役職員	原則として被保険者になりませんが、役員のうち部長・支店長・工場長等従業員としての身分があり(兼務役員)、給料支払等の面からみて労働者の性格が強く、雇用関係が明確に存続している場合は、被保険者になります。	会社・団体を代表する者は被保険者になりません。 また、左記の要件を満たしていない者も被保険者になりません。
昼 間 学 生	卒業見込証明書を持っている者で、卒業前に就職し、卒業後も引き続きその事業主に雇用される者は、被保険者になります。	左記以外の者は被保険者になりません。
臨時内職的に雇用される者		その者の受ける賃金で家計の主たる部分を賄わない者であり、かつ、反復継続して就労しない者であり、臨時的内職的に就労するに過ぎない者は、被保険者になりません。
生命保険会社等の外務員	職務内容、サービスの態様、給与の算出方法等の実態により判断して雇用関係が明確な場合は、被保険者になります。	左記の要件を満たしていない者は被保険者になりません。

区分	被保険者になる者	被保険者にならない者
一般労働者派遣事業に雇用される派遣労働者	<p>反復継続して（6か月以上）派遣就業することが明確な者で、1週間の所定労働時間が20時間以上である者は、被保険者になります。</p> <p>また、当初の雇入後において反復継続して（6か月以上）派遣就業することが必ずしも見込まれない場合であっても、雇入後において、6か月以上引き続き雇用されることが見込まれることとなった場合は、その時点から被保険者になります。</p> <p>なお、特定労働者派遣事業に雇用される者及び一般労働者派遣事業に常時雇用される者については、通常の見込みになります。</p>	<p>次のいずれかに該当するような者は、被保険者になりません。</p> <p>①6か月未満の期間を限って派遣就業することを希望する者</p> <p>②その者の希望職種、技能等からみて6か月未満の期間を限った派遣就業しか見込みのたない者</p>
短時間就労者 （パートタイマー） ※1週間の所定労働時間が同じ事業所に雇用される正規従業員より短くかつ40時間未満の者	<p>次のいずれにもあてはまる場合は、被保険者になります。</p> <p>①1週間の所定労働時間が20時間以上であること。</p> <p>②6か月以上引き続き雇用されることが見込まれること。</p> <p>※なお、労働時間、賃金その他の労働条件が文書で定められていることが必要です。</p>	<p>左記以外の者は臨時内職的に雇用される者となり、被保険者になりません。</p>
事業主と同居の親族	<p>原則として被保険者になりませんが、次のいずれにもあてはまる場合は、被保険者になります。</p> <p>①業務を行うにつき事業主の指揮命令に従っていることが明確であること。</p> <p>②就業の実態がその事業所の他の従業員と同様であり、賃金もこれに応じて支払われていること。</p> <p>具体的には始業・就業の時刻、休憩時間、休日、休憩及び賃金の決定・計算及び支払方法、締切・支払いの時期が明確に定められ、その管理が他の従業員と同様になされていること。</p> <p>③事業主と利益を一にする地位（取締役等）にないこと。</p>	<p>左記の要件を満たしていない者は被保険者になりません。</p>
授産施設の作業員		<p>原則として授産施設の作業員（職員は除く。）は被保険者になりません。</p>

(出典) 愛知労働局発行「雇用保険のしおり(平成21年9月)」